

静岡県がんセンター局組織規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成29年 3月31日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

がんセンター局長 石野 眞澄

静岡県がんセンター局管理規程第9号

静岡県がんセンター局組織規程の一部を改正する規程

静岡県がんセンター局組織規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(副院長等)			(副院長等)		
第13条 第10条から前条までに規定する職のほか、静岡がんセンターにおいて次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。			第13条 第10条から前条までに規定する職のほか、静岡がんセンターにおいて次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる機関に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。		
職	機関	職務	職	機関	職務
(略)			(略)		
乳腺 <u>せん</u> センター長	病院	所掌事務中特定事項を処理する。	乳腺センター長	病院	所掌事務中特定事項を処理する。
医長	病院	分担事務を処理する。	医長	病院	分担事務を処理する。
(略)			(略)		
副技師長	病院	分担事務を処理する。	副技師長	病院	分担事務を処理する。
<u>室長補佐</u>	<u>RMQC室</u>	<u>分担事務を処理する。</u>			
(略)			(略)		
(副主任、主事、技師等)			(主事、技師等)		
第14条 第10条から前条までに規定する職のほか、静岡がんセンターに次に掲げる職を置く。			第14条 第10条から前条までに規定する職のほか、静岡がんセンターに次に掲げる職を置く。		

<u>(1)</u> 副主任	
<u>(2) ~ (4)</u> (略)	<u>(1) ~ (3)</u> (略)
2 (略)	2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この管理規程は、平成29年4月1日から施行する。